

平成三十年政令第三百六十四号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）第二条第一項及び第三項、第九条第二項（同法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一项、第十五条第一項及び第三項、第二十条第一項及び第三項、第三十七条、第三十八条並びに第四十七条第一項、同条第二項において準用する国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百九条の十一第六項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律第四十九条及び附則第十条から第十四条までの規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第一項に規定する政令で定める額）

第一条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める額は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については七十八万九千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については七十八万九千三百円とする。

（法第二条第一項及び第十条第一項に規定する政令で定める要件）

第二条 法第二条第一項及び第十条第一項に規定する政令で定める要件は、法第二条第一項に規定する老齢基礎年金受給権者（以下この条及び第七条において単に「老齢基礎年金受給権者」といいう。）及び当該老齢基礎年金受給権者と同一の世帯に属する者が、その年（一月から九月までの月分の老齢年金生活者支援給付金及び一月から九月までの月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前年の）の四月一日の属する年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）が課されていない者であることとする。

（法第二条第一項に規定する所得の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する所得は、市町村民税についての地方税法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（法第二条第一項に規定する所得の額の計算方法）

第四条 法第二条第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

（給付基準額の改定）

第四条の二 令和六年四月以降の月分の給付基準額（法第三条第一号に規定する給付基準額をいう。）については、法第四条第一項中「五千円」とあるのは、「五千三百十円」と読み替えて、法の規定を適用する。

（未支払の老齢年金生活者支援給付金を受けることができる者の順位）

第五条 法第九条第二項（法第十四条、第十九条及び第二十四条において準用する場合を含む。）に規定する未支払の老齢年金生活者支援給付金（法第十四条の規定により法第九条第二項の規定を準用する場合にあっては未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金、法第十九条の規定により同項の規定を準用する場合にあっては未支払の障害年金生活者支援給付金、法第二十四条の規定を適用する場合にあっては未支払の遺族年金生活者支援給付金とする。）を受けることができる者の順位は、死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

（法第十条第一項に規定する政令で定める額）

第六条 法第十条第一項に規定する政令で定める額（次条第二項各号において「補足的所得基準額」という。）は、昭和三十一年四月一日以前に生まれた者については八十八万七千七百円とし、同月二日以後に生まれた者については八十八万九千三百円とする。

（法第十一条に規定する政令で定める額）

第七条 法第十一条に規定する政令で定める額は、老齢基礎年金受給権者を受給資格者（法第五条第一項に規定する受給資格者をいう。）とみなして法第三条の規定を適用するとしたならば同条

第一号（第二十九条又は第三十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する額として算定されることとなる額に調整支給率を乗じて得た額（当該乗じて得た額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）とする。

前項の調整支給率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率）とする。

一 補足的所得基準額から老齢基礎年金受給権者の法第二条第一項に規定する前年所得額を控除して得た額

二 補足的所得基準額から第一条に定める額を控除して得た額

（法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額）

第八条 法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する政令で定める額は、法第十五条第一項に規定する扶養親族等（以下この条及び第十九条第一項第二号ににおいて単に「扶養親族等」といいう。）がないときは、四百七十二万円とし、扶養親族等があるときは、四百七十二万円に当該扶養親族等（所得税法に規定する扶養親族（三十歳以上七十歳未満の者に限る。同号口において「特定年齢扶養親族」という。））にあっては、同法に規定する控除対象扶養親族（同号口において単に「控除対象扶養親族」という。）に限る。）一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この条及び同号口において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下この条及び同号口において同じ。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する所得の範囲）

第九条 法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（都が同法第一条第二項の規定によつて課する同号に掲げる税を含む。以下この条及び次条において同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する所得の額の計算方法）

第十条 法第十五条第一項及び第二十条第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度（次項各号において「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第二項に規定する特例適用利子等の額並びに同条第六項に規定する特例適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者については、当該控除の対象となつた障害者（国民年金法第三十三条の四の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金の全額につき支給を停止しているものを除く。）の受給権者を除く

。) 一人につき二十七万円 (当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円。

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 (老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当することとなる場合等の認定の請求の特例)

第五十二条 各年の九月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であつて、法第五条の規定による認定の請求があつたものとみなす。

五条の規定による認定を受けているものが、当該各年の十月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第十二条の規定にかかわらず、当該各年の九月三十日において同条の規定による認定の請求があつたものとみなす。

二 各年の九月分の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者であつて、法第十二条の規定による認定を受けているものが、当該各年の十月分の老齢年金生活者支援給付金の支給要件に該当するときは、法第五条の規定にかかわらず、当該各年の九月三十日において同条の規定による認定の請求があつたものとみなす。

(老齢基礎年金の受給権を有するに至つた日から三月以内に老齢年金生活者支援給付金の認定の請求があつた場合等の認定の請求の特例)

第十二条 国民年金法第十六条の規定により同法の規定による老齢基礎年金 (法附則第十一号又は第十三条の規定により老齢基礎年金とみなされたこれららの規定に規定する政令で定める年金たる給付を含む。以下この項において同じ。) を受ける権利の裁定の請求 (当該政令で定める年金たる給付を受ける権利の裁定又は決定の請求を含む。) をした者から法第五条第一項の規定による認定の請求があつたとき (当該老齢基礎年金の受給権を有するに至つた日 (国民年金法附則第九条の二第一項若しくは第九条の二の二第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律 (平成六年法律第九十五号) 第十五条第一項第一号において「平成六年国民年金等改正法」という。) 附則第二十七条第一項の請求を行つた者については六十五歳に到達した日とし、国民年金法第二十八条第一項 (国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。) 附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定による申出を行つた者については当該申出を行つた日 (国民年金法第二十八条第一項の規定による認定の請求があつたとき (当該障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求を有するに至つた日から起算して三月以内に当該認定の請求があつたときに限る。) は、当該老齢基礎年金の受給権を有するに至つた日に当該認定の請求があつたものとみなす。

前項の規定は、法第十二条第一項の規定による認定の請求について準用する。

三 二 国民年金法第十六条の規定により同法の規定による障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者から法第十七条第一項の規定による認定の請求があつたとき (当該障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者からの法第二十二条第一項の規定による認定の請求について準用する。) が、当該各号 (昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) に掲げる者については当該各号に定める日とする。以下この項において同じ。) から起算して三月以内に当該認定の請求があつたとき (当該障害基礎年金を受ける権利の裁定の請求を有するに至つた日から起算して三月以内に当該認定の請求があつたものとみなす。) は、当該障害基礎年金の受給権を有するに至つた日から起算して三月以内に当該認定の請求があつたものとみなす。

四 前項の規定は、国民年金法第十六条の規定により同法の規定による遺族基礎年金を受ける権利の裁定の請求をした者からの法第二十二条第一項の規定による認定の請求について準用する。

(年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から各年の十二月三十一日までに認定の請求があつた場合の認定の請求の特例)

第十二条の二 各年の十月分の年金生活者支援給付金 (法第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金をいう。以下同じ。) の支給要件に該当している者から、当該各年の十月一日から十二月三十一日までの間に法第五条、第十二条、第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求 (前条各項に規定する認定の請求を除く。) があつたときは、当該各年の九月三十日に当該認定の請求があつたものとみなす。

第十三条 法第二十五条第一項の規定により国民年金法に基づく処分とみなされた厚生労働大臣の調査 (昭和二十八年法律第二百六号) の規定を適用する場合においては、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令 (昭和二十八年政令第百九十号) 第二条第一項中「国民年金の給付」とあるのは、「国民年金の給付、年金生活者支援給付金の支給に関する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法 (昭和二十八年法律第二百六号) 第二十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金 (以下この項において「年金生活者支援給付金」といふ。)」と、同項第一号中「又は同法第一条」と、「確定又は裁定」とあるのは、「又は年金生活者支援給付金の支給を受けている者若しくは受けていた者 (確認、裁定又は認定) とする。

(年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者)

第十三条の二 法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令で定める者は、毎年四月一日 (第十八条第一項及び第十九条第一項において「基準日」という。) において次の各号のいずれかに該当する者 (法第三十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者に該当する者を除く。) とする。

一 国民年金法による老齢基礎年金 (次に掲げる年金たる給付を含む。以下この号において同じ。) の受給権者 (六十五歳に達している者に限り、厚生労働省令で定める日までに当該老齢基礎年金の受給権者となると見込まれる者を含む。)

イ 昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法 (以下「旧国民年金法」という。) による老齢年金 (旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給される老齢年金及び老齢福祉年金を除く。) 及び通算老齢年金 (昭和二十九年法律第一百五十五号。次号ロにおいて「旧厚生年金保険法」という。) による老齢年金及び通算老齢年金

ハ 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号。次号ハにおいて「旧船員保険法」という。) による老齢年金及び通算老齢年金

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第百五号。以下この二において「昭和六十年国共済改正法」という。) 第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法 (昭和三十三年法律第百一十八号。以下「旧国共済法」という。) 及び昭和六十年国共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付 (昭和三十三年法律第百二十九号) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ロ 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第一百五十五号。次号ロにおいて「旧厚生年金保険法」という。) による老齢年金及び通算老齢年金

ホ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第百八号。以下このホにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。) 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号。次号ホにおいて「旧地共済法」という。) 及び昭和六十年地共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法 (昭和三十七年法律第百五十三号) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ヘ 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律 (昭和六十年法律第百六号) 第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法 (昭和二十八年法律第二百四十五号。次号ヘにおいて「旧私学共済法」という。) による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

ト 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 (平成十三年法律第百一号) 附則第十六条第六項に規定する移行農林年金 (次号トにおいて「移行農林年金」という。) のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

チ 平成二十四年一元化法改正前共済年金 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号。以下このチ及び第十五条において「平成二十四年一元化法」という。) 附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済

法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。第十五条において同じ。)のうち退職共済年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に支給されるものに限る。)

二 国民年金法による障害基礎年金(次に掲げる年金たる給付を含む。)の受給権者

イ 旧国民年金法による障害年金

ロ 旧厚生年金保険法による障害年金(障害の程度が旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

ハ 旧船員保険法による障害年金(職務上の事由によるものについては障害の程度が旧船員保険法別表第四の上欄に定める一級から五級までのいずれかに該当する者に支給されるものに限り、職務外の事由によるものについては障害の程度が同表の下欄に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

二 旧国共済法による障害年金(障害の程度が旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

三 旧私学共済法による障害年金(障害の程度が旧私学共済法第二十五条第一項において準用する旧国共済法別表第三に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

ト 移行農林年金(うち障害年金(障害の程度が農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第七号)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)別表第一に定める一級又は二級に該当する者に支給されるものに限る。)

四 三 国民年金法による遺族基礎年金の受給権者

(法第三十七条に規定する年金たる給付であつて政令で定めるもの)

第十四条 法第三十七条に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものは、所得稅法第三十五条に規定する公的年金等とする。

(市町村長が行う事務)

第五十五条 法第三十八条の規定により、次に掲げる事務は、市町村長(特別区の区長を含む。次条において同じ。)が行うこととする。

一 法第五条及び第十二条の規定による認定の請求(国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保險者(同法附則第五条第一項の規定による被保險者、平成六年国民年金等改正法附則第十一条第一項の規定による被保險者、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百四号)第二十七条第五号において「平成十六年国民年金等改正法」という。)附則第二十三条第一項の規定による被保險者を含む。次号イ及び第十四号において単に「第一号被保險者」という。)としての被保險者期間のみを有する者(厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保險者期間を有する者を除く。)に支給する国民年金法による老齢基礎年金(昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項又は第二十二条の規定により支給するものを除く。)の受給権者に係る事実についての審査に関する事務

二 法第十七条の規定による認定の請求(次に掲げる国民年金法による障害基礎年金の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

イ 第一号被保險者であった間に国民年金法第三十条第一項に規定する初診日(以下このイ、次号及び第六号において單に「初診日」という。)がある同項に規定する傷病(以下このイ、次号及び第六号において單に「傷病」という。)又は同項第二号に規定する者であった間に初診日がある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。)による障害に係る同法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)の受給権者に係る事実についての審査に関する同法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項に規定するものに限る。)の受給権者に係るものに限る。)

ロ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。次項第二号において「昭和六十一年経過措置政令」という。)第二十九条第

三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される国民年金法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)

ハ 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金

二 国民年金法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金(特定障害年金の受給権者に係るものと除く。)

三 法第十九条において準用する法第九条第一項の規定による請求(前号イからニまでに掲げる障害基礎年金又は国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保險者(第六号において単に「第三号被保險者」という。)であつた間に初診日がある傷病による障害に係る同法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

四 法第二十二条の規定による認定の請求(国民年金法による遺族基礎年金(第一号被保險者の死亡によるものであつて、かつ、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものと除く。)の受給権者に係るものに限る。)の受理

五 法第二十四条において準用する法第九条第一項の規定による請求(国民年金法による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るものと除く。)の受給権者に係るものに限る。)の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務

六 法第三十五条の規定による届出又は書類その他の物件の提出(第二号イからニまでに掲げる障害基礎年金若しくは第三号被保險者であつた間に初診日がある傷病による障害に係る国民年金法による障害基礎年金(同法第三十一条第一項の規定によるものを除く。)の受給権者又は第四号に規定する同法による遺族基礎年金の受給権者に係るものに限り、次号に規定する届出等を除く。)の受理及び当該届出又は書類その他の物件の提出に係る事実についての審査に関する事務

七 法第三十五条第一項の規定による届出又は書類その他の物件の提出であつて、同項に規定する年金生活者支援給付金受給者(以下この号において單に「年金生活者支援給付金受給者」という。)又は年金生活者支援給付金受給者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況に係るもの(以下この号において單に「届出等」という。)の受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務

八 前項第二号ニの「特定障害年金」とは、同号ニに掲げる障害基礎年金と同一の支給事由に基づく次に掲げる年金たる給付をいう。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者若しくは受けっていた者の住所地の市町村長が行うものとする。

第十六条 前条第一項の規定により市町村長が行うこととされている事務は、法第五条、第十二条、第十七条若しくは第二十二条の規定による認定を受けようとする者又は当該認定を受けて年金生活者支援給付金の支給を受けている者若しくは受けていた者の住所地の市町村長が行うものとする。

二 昭和六十一年経過措置政令第四十三条规定する障害年金

(管轄)

(事務の区分)

第十七条 第十五条第一項の規定により市町村（特別区を含む。次条及び第十九条において同じ。）が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働大臣の市町村に対する通知）

第十八条 厚生労働大臣は、基準日における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給者等」という。）が、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該受給者等（次号及び第四号において「納付義務者」という。）が法第三十一条第一項の規定による徴収金の取扱いに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働大臣の市町村に対する通知）

第十九条 厚生労働大臣は、基準日における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給者等」という。）が、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該受給者等（次号及び第四号において「納付義務者」という。）が法第三十一条第一項の規定による徴収金の取扱いに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働大臣の市町村に対する通知）

第二十条 厚生労働大臣は、基準日における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者等（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給者等」という。）が、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該受給者等（次号及び第四号において「納付義務者」という。）が法第三十一条第一項の規定による徴収金の取扱いに関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（厚生労働大臣の市町村に対する通知）

第二十一条 厚生労働大臣は、法第四十七条第一項の規定により機構に徴収金等の収納を行わせる

こととしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十二条 法第四十七条第二項の規定により国民年金法第百九条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、同条第二項中「前項」とあるのは「年金生活者支援給付金等の収納を行なう年金事務所の名称及び所在地その他の徴収金等の収納に関する事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読み替え）

第二十三条 機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第二十四条 機構は、徴収金等につき、法第四十七条第一項の規定による収納を行ったときは、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二第三項に規定する歳入徵収官に報告しなければならない。

第二十五条 機構は、収納職員による徴収金等の収納及び当該収納をした徴収金等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該徴収金等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第二十六条 第二十条から前条までに定めるもののほか、法第四十七条の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条 法附則第十条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国民年金法附則第七条の三第二項の規定による届出が行われた場合

員として同条第二項において準用する国民年金法第百九条の六第二項の規定により任命されたもの（以下この号及び次号において「収納・徴収職員」という。）が、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該収納・徴収職員による法第三十一条第一項の規定による徴収金の収納を希望した場合

三 収納・徴収職員が、法第三十一条第一項の規定による徴収金を徴収するため、法第四十七条第一項第六号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、法第三十一条第一項の規定による徴収金、年金生活者支援給付金の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「徴収金等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の徴収金等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

（公示）

（機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読み替え）

第二十二条 法第四十七条第二項の規定により国民年金法第百九条の十一第二項から第六項までの規定を準用する場合には、同条第二項中「前項」とあるのは「年金生活者支援給付金等の収納を行なう年金事務所の名称及び所在地その他の徴収金等の収納に関する事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（機構が行う収納について準用する国民年金法の規定の読み替え）

第二十三条 機構において国の毎会計年度所属の徴収金等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第二十四条 機構は、徴収金等につき、法第四十七条第一項の規定による収納を行つたときは、当該徴収金等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二第三項に規定する歳入徵収官に報告しなければならない。

第二十五条 機構は、収納職員による徴収金等の収納及び当該収納をした徴収金等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該徴収金等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

第二十六条 第二十条から前条までに定めるもののほか、法第四十七条の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十七条 法附則第十条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 国民年金法附則第七条の三第二項の規定による届出が行われた場合

（その数が 一を上回 るときは、 一）を乗 じて得た 額		四百八十 で除して 得た数	（その数が 一を上回 るときは、 一）を乗 じて得た 額	含む。）の
大正六年四月一日以前に生ま れた者	大正六年四月一日以前に生ま れた者	大正六年四月二日から大正七 年四月一日までの間に生まれ た者	大正七年四月二日から大正八 年四月一日までの間に生まれ た者	大正九年四月二日から大正十 年四月一日までの間に生まれ た者
大正十四年四月一日から大正 十五年四月一日までの間に生 まれた者	大正十二年四月一日から大正 十三年四月一日までの間に生 まれた者	大正十一年四月一日から大正 十二年四月一日までの間に生 まれた者	大正十年四月二日から大正十 一年四月一日までの間に生ま れた者	大正九年四月二日から大正十 年四月一日までの間に生まれ た者
二百八十八	二百七十六	二百六十四	二百五十二	二百四十一

昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三百二十一
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	三百二十四
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	三百三十六
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	三百四十八
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	三百六十九
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	三百七十二
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	三百八十四
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	三百九十六
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	四百八
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	四百三十二
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	四百四十四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	四百五十六
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生れた者	四百六十八

号二	第	三	第
るに分数期の險定同あ除分保規第法の数く期料れも要るり規第十同をれと免るによる他を免るに条同 月相のの間一料す項つ期の險定六第一の。間にたのしこ納定一条法含たみ除保規り規のい除保規第法 月当一十の免四るには間一料す項五へ六のを係保とな付に項の第み期な期險定同定法い期險定同定法 数す。二月除分保規、に免四るに条同分月除る險さいをすよの三九、間さ間料す項に令、間料す	昭和十六年四月一日以後に生 まれた者	旧国民年金法第五条第四項に規定する保険料免除期間をいい、他の法令の規定 により同項に規定する保険料免除期間とみなされた期間を含む。)の月数の六 分の一に相当する月数を前号の表の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同 表の下欄に掲げる数	四百八十

に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる数で除して得た数とを合算して得た数（その数が一を上回るときは、一）を乗じて得た額

定による障害年金生活者支援給付金及び同法第二十条第一項の規定による遺族年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該障害年金生活者支援給付金及び当該遺族年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一二二号）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和五年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月三〇日政令第一二三三号）

1 この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条及び第六条の規定は、令和五年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月二九日政令第一三二号）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和六年三月以前の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の給付基準額については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二八日政令第一四二号）

1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後的第一条及び第六条の規定は、令和六年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二条第一項の規定による老齢年金生活者支援給付金及び同法第十条第一項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金の支給について適用し、同年九月以前の月分の当該老齢年金生活者支援給付金及び当該補足的老齢年金生活者支援給付金の支給については、なお従前の例による。